様式第二十一の二(第三十七条の五関係)

管　理　処　分　計　画　書

(一)　譲受け希望の申出をした者で施設建築敷地又は施設建築物に関する権利を譲り受けることとなるもの及び賃借り希望の申出をした者で施設建築物の一部を賃借りすることとなるものに関する事項

施設建築敷地又は施設建築物に関する権利を譲り受けることとなる者		施設建築物の一部を賃借りすることとなる者		施設建築敷地に関する権利		施設建築物に関する権利		権利の価額の概算額		施設建築敷地又は施設建築物に関する権利を譲り受けることとなる者の宅地、借地権若しくは建築物又は施設建築物の一部を賃借りすることとなる者の借家権の目的となつている建築物											宅地、借地権又は建築物の見積額			
氏名又は名称	住所	氏名又は名称	住所	権利の種類	権利の内容	権利の種類	権利の内容	施設建築敷地に関する権利の価額の概算額	施設建築物に関する権利の価額の概算額	宅地			借地権		建築物					備考	宅地の見積額	借地権の見積額	建築物の見積額	計
										所在及び地番	地目	地積	借地権の目的となつている宅地の所在及び地番	借地権の目的となつている宅地の面積	所在	家屋番号	用途	構造の概要	延べ面積					

(二)　施行者に帰属することとなる施設建築敷地又は施設建築物に関する権利及び施行者に帰属することとなる施設建築物の一部を賃借りすることとなる者に関する事項

施設建築敷地に関する権利		施設建築物に関する権利		施設建築物の一部を賃借りすることとなる者		標準家賃の概算額	家賃以外の借家条件の概要	施設建築敷地又は施設建築物に関する権利の帰属	管理処分の方法			
権利の種類	権利の内容	権利の種類	権利の内容	氏名又は名称	住所				譲渡し又は賃貸しの別	譲受け人又は賃借り人の決定方法	その他	備考

(三)　管理処分の内容

(四)　特定事業参加者に関する事項

特定事業参加者		施設建築敷地に関する権利		施設建築物に関する権利	
氏名又は名称	住所	権利の種類	権利の内容	権利の種類	権利の内容

(五)　(一)の見積額並びに(一)及び(二)の概算額の算定の基準日並びに工事完了の予定時期

(六)　新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項

公共施設の種類	名称	延長又は面積	区域	土地の帰属の相手方	備考

(七)　法第118条の25第2項において準用する法第109条の2第6項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要

道路の名称	地上権の明細	地上権の帰属	地上権の存続期間その他の条件の概要		備考
			存続期間	その他の条件	

（八）　法第118条の25第2項において準用する法第109条の3第5項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要

都市高速鉄道の名称	地上権の明細	地上権の帰属	地上権の存続期間その他の条件の概要		備考
			存続期間	その他の条件	

備考

1　この計画書には、各施設建築物の一部の室内仕上げ表を添付すること。

2　施設建築敷地に関する権利の「権利の内容」欄には、例えば施設建築敷地を共有しない場合には各権利者の所有することとなる施設建築敷地の部分の所在及び地番、地積等を記載する等当該権利の対象となつている部分を明確にすること。

3　施設建築物に関する権利の「権利の内容」欄には、権利の種類に応じ、施設建築物の部分の棟、階、番号、床面積、用途、明細等を記載し、当該権利の対象となつている部分を明確にすること。

4　管理処分の内容には、管理処分の態様に応じ、その内容を明らかにするために必要な事項を記載すること。

5　新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項の「区域」欄には、「別紙配置設計図表示のとおり」と記載し、「備考」欄には、従前の公共施設の用に供する土地の所有者が国又は地方公共団体である旨を記載すること。

6　法第118条の25第2項において準用する法第109条の3第5項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要の「備考」欄には、従前の都市高速鉄道に代えて新たな都市高速鉄道が設置される場合において、従前の都市高速鉄道の用に供される土地の所有者が国又は地方公共団体であるときは、その旨を記載すること。

7　法第118条の25第2項において準用する法第109条の2第6項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要の「地上権の明細」欄には、「別紙配置設計図表示のとおり」と記載し、「備考」欄には、従前の道路に代えて新たな道路が設置される場合において、従前の道路の用に供される土地の所有者が国又は地方公共団体であるときは、その旨を記載すること。

7　施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地若しくはその宅地に存する借地権又は施行地区内の特定仮換地に存する建築物（施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除く。）について記載するときは、宅地の「所在及び地番」欄には当該宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「地積」欄には当該宅地についての特定仮換地の地積を付記し、借地権の「借地権の目的となつている宅地の所在及び地番」欄には当該借地権の存する宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「借地権の目的となつている宅地の面積」欄には仮に当該借地権の目的となつている特定仮換地の面積を付記し、建築物の「所在」欄には当該建築物の存する特定仮換地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当該建築物の存する特定仮換地の番号及び当該建築物が当該特定仮換地に存する旨を付記すること。